

邑南町斎場（紫光苑等）の共同運営廃止について

旧大朝町時代から邑南町斎場（紫光苑等）の共同運営を、邑南町（旧瑞穂町）と行ってきましたが、慈光苑（千代田）の利用が増加したことにより利用者が減少したため、両町で事前協議を重ねた結果、廃止することで合意しました。

■大朝地域の火葬場利用年度実績（R2は10月末現在）

火葬場	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
紫光苑(邑南町)	46	33	20	25	16	14	19	13	6
慈光苑(千代田)	9	8	32	29	29	30	37	47	17

1. 廃止についての事項

利用者の負担を考慮し経過措置期間を1年間設け、これまでと同じ条件で火葬場が利用できるようにします。

項目		合意内容
廃止年月日		令和3年3月31日
経過措置期間		1年間（令和3年4月1日～令和4年3月31日）
経過措置期間	事務手続	大朝支所
	火葬場使用料	邑南町町外料金（現行25,000円）適用

2. 火葬場使用料等について

経過措置期間の火葬場使用料については、本人の負担額が変わらないよう現在の料金との差額を町が助成します。

※使用申請時に一旦邑南町町外料金を、お支払いいただきますが、後日霊柩車料金と合わせ、差額を助成（口座振込）させていただきます。

期間		現在	経過措置期間
火葬場 使用料	本人負担	20,000円	同左
	助成	無	<u>邑南町町外料金と 現在の料金の差額</u>
霊柩車 料金	本人負担	8,000円	同左
	助成	経費と本人負担額の差額 (上限17,000円)	同左
本人負担計		28,000円 北広島町町内火葬場使用料（霊柩車料金含む）	

例：邑南町町外料金が現行の25,000円で、霊柩車料金を20,000円支払った場合
 $(25,000円 - 20,000円) + (20,000円 - 8,000円) = 17,000円$ を助成します。